

殺傷能力を有する武器輸出の拡大に反対する意見書

自由民主党の安全保障調査会は、令和8年2月25日に、防衛装備移転三原則の運用指針において、輸出を認める防衛装備を非戦闘目的（救難、輸送、警戒、監視、掃海）に限定している現行ルールを撤廃し、殺傷能力を有する武器輸出を原則容認する提言をまとめました。自由民主党はこの提言を基に与党案を政府に提出し、政府はこれを基に、今春にも防衛装備移転三原則の運用指針を改定すると伝えられています。

自由民主党の提言案では、戦闘中の国への武器輸出は、特段の事情がある場合を除き、原則不可とし、歯止めをかけたとされていますが、特段の事情についての基準は示されておらず、また、輸出後に紛争当事国となった場合、輸出品を引き揚げることはできないなど、歯止めをかけることは困難です。

殺傷能力を有する武器輸出は、日本国憲法の平和理念とは相入れず、日本製の武器が他国の人々の命を奪うことは許されません。

これは、平和国家としての国際的信頼に関わる問題であり、事前や事後の国会の関与も含め、国会での論戦を通じた国民的議論が求められます。

よって、政府は、防衛装備移転三原則の運用指針を改定するにあたっては、国会において、十分な議論を尽くす時間を確保するとともに、日本国憲法の平和の理念を遵守し、殺傷能力を有する武器輸出の拡大につながる措置を講じないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月27日

枚方市議会議長 田口敬規

〈提出先〉

内閣総理大臣

外務大臣

経済産業大臣

防衛大臣